

厚生労働省発表

平成18年9月13日

職業能力開発分科会終了後解禁

職業能力開発局総務課

課長 森岡雅人

調査官 村松達也

課長補佐 曾我明裕

電話 03(5253)1111

(内線 5313)

夜間直通 03(3502)6783

「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」等の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について

1. 厚生労働大臣は、平成18年8月24日、労働政策審議会（会長 菅野 和夫 明治大学法科大学院教授）に対し、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」（別添1-1）及び「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別添2-1）について諮問を行った。

また、平成18年9月13日、同審議会に対し、「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」（別添3-1）、「実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るため事業主が講ずべき措置に関する指針案要綱」（別添4-1）、「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」（別添5-1）、「労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針案要綱」（別添6-1）及び「職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱」（別添7-1）について諮問を行った。

2. これらについては、平成18年9月13日、同審議会から厚生労働大臣に対して、別添1-2、2-2、3-2、4-2、5-2、6-2、7-2のとおり答申があった。

3. 厚生労働省では、これらの答申を受け、今後、省令等の改正を行うこととしている。

厚生労働省発職第0824002号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱

第一 現状分析に係る内容の更新

最近における社会・経済情勢の変化や経営及び雇用に関する中小企業の現状を踏まえ、内容を更新すること。（指針前文及び指針第一関係）

第二 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容の追加等

一 教育訓練の充実に係る措置の内容の追加（指針第二の六関係）

(一) 基本的方向として、中小企業者が、青少年の育成に資する実践的な能力開発並びに労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下「熟練技能等」という。）の効果的かつ効率的な習得に資する能力開発を行うことを追加すること。

(二) 中小企業者が講ずることが望ましい措置として、次に掲げる措置を追加すること。

イ 熟練技能等の習得のために、熟練技能等を有する労働者が担当する職業訓練の実施、熟練技能等に関する情報を体系的に管理し労働者に提供すること等労働者が熟練技能等を効果的かつ効率的に習得することができるようにするための援助の実施

ロ 青少年の実践的な能力開発に資する次に掲げる措置

実習併用職業訓練の実施

(i) 事業協同組合等による集合研修への参加

(ii) 職業訓練と組み合わせた効果的なキャリア・コンサルティングの実施

(三) 事業協同組合等が講ずることが望ましい措置として、個別の中小企業者が実習併用職業訓練を実施する場合の当該実習併用職業訓練に係るカリキュラムの策定並びに実習併用職業訓練

より習得された技能及びこれに関する知識の評価の方法に関する相談及び援助を追加すること。

二 その他の雇用管理の改善に係る措置の内容の追加（指針第二の七関係）

(一) 基本的方向として、中小企業者が、円滑な技能継承に伴い必要となる雇用管理の改善を進めること及び青少年の職場定着を図ることを追加すること。

(二) 中小企業者が技能継承を円滑に進めるため、その受け手となる若年労働者が将来にわたって生きがいを持って働けるようにするための雇用管理制度の構築を図ることが望ましいこととする。

(三) 職業生活の将来設計モデルの明確化及び職場の活性化を図るため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、キャリア・コンサルティングの定期的な実施を追加すること。

(四) 高年齢者及びパートタイム労働者の活用や能力発揮を促進するため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、高年齢者雇用確保措置に加え、可能な限り早い時期に六十五歳まで

の安定した雇用を図るための措置を追加すること。

(五) 採用した青少年を職場に定着させるため、中小企業者が講ずることが望ましい措置として、次に掲げる措置を追加すること。

イ 募集・採用段階において、業務内容に関する情報のみならず育成方針や教育訓練内容に関

する情報についても提供するなど、青少年の入社前後のギャップを少なくするための措置

ロ 若年労働者のメンタルヘル스에配慮した相談体制の整備

ハ キャリアパスの明示、目標管理制度、教育訓練等の若年労働者の成長を促進する取組

第三 その他

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 この告示案は、平成十八年十月一日から適用すること。

別添 1 - 2

労審発第 4 2 8 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 8 月 2 4 日付け厚生労働省発職第 0 8 2 4 0 0 2 号をもって諮問のあった「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」及び別紙 2 「記」のとおり。

(別紙1)

平成18年8月24日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会
分科会長 諏訪 康雄

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」について

平成18年8月24日付け厚生労働省発職第0824002号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

(別紙2)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の一部を改正する告示案要綱」について

平成18年8月24日付け厚生労働省発職第0824002号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発職第0824003号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 試行雇用奨励金制度及びキャリア形成促進助成金制度の改正

一 試行雇用奨励金制度の改正

試行雇用奨励金の支給を受けることができる事業主として、新たに次に該当する事業主を加えることとする。

三十五歳未満の者を公共職業安定所の紹介により、又は三十五歳未満の新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。）を同項に規定する施設の長の紹介により、期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、当該労働者を対象として、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に基づき、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善事業を実施する認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）であること。

二 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 中小企業雇用創出等能力開発助成金について、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための認定計画に基づき、被保険者等に対して熟練技能等を習得させるための職業訓練を行う認定中小企業者等に対し、業務の遂行の過程内における実務を通じた技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練の運営に要した経費の一部を支給するものとする。

(二) 中小企業雇用創出等能力開発助成金について、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する認定計画に基づき、被保険者等に対して、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練又は熟練技能等を習得させるための職業訓練を行う認定中小企業者等に対し、業務の遂行の過程内における実務を通じた技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練の運営に要した経費の一部を支給するものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十八年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

労審発第 4 2 9 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 8 月 2 4 日付け厚生労働省発職第 0 8 2 4 0 0 3 号をもって諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」及び別紙 2 「記」のとおり。

(別紙1)

平成18年8月24日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会
分科会長 諏訪 康雄

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成18年8月24日付け厚生労働省発職第0824003号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

(別紙2)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成18年8月24日付け厚生労働省発職第0824003号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発能第0913001号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 青少年の範囲

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条の厚生労働省令で定める者は、十五歳以上三十五歳未満である者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）とするものとする。

第二 実習併用職業訓練の実施計画の認定

一 実施計画の認定の申請

(一) 法第二十六条の三第一項の実施計画の認定を申請しようとする事業主は、実施計画認定申請書に実習併用職業訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）その他必要な書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(二) (一)の申請は、独立行政法人雇用・能力開発機構を経由して行うことができるものとする。

二 実施計画の記載事項

法第二十六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとするものとする。

(一) 実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数（以下「総時間数」という。）

(二) 総時間数のうち、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練及びこれを行う上で必要となる実習（以下「実習等」という。）の時間数並びに法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練及びこれを行う上で必要となる実習及び講習の時間数

三 青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準
法第二十六条の三第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとするものとする。

(一) 実習併用職業訓練の実施期間が六月以上二年以下であること。

(二) 法第二十六条の三第二項第三号の職業能力の評価の方法が実習併用職業訓練により習得された技能及びこれに関する知識を客観的かつ公正に行うに足りるものであること。

(三) 総時間数を一年間当たりの時間数に換算した時間数が八百五十時間以上であること。

(四) 実習等の時間数の総時間数に占める割合が二割以上八割以下であること。

四 実施計画の変更に係る認定の申請等

(一) 法第二十六条の四第一項の規定に基づき実施計画の変更の認定を申請しようとする事業主は、実施計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(二) 法第二十六条の三第三項の認定を受けた事業主は、実施計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、実施計画変更届出書を厚生労働大臣に届け出るものとする。

(三) (一)の申請及び(二)の届出は、一(二)に準じて行うものとする。

第三 労働者の募集の広告等

一 法第二十六条の五第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとするものとする。

- (一) 労働者の募集の広告又は文書
- (二) 事業主の広告
- (三) 事業主の営業所、事務所その他事業場
- (四) インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

二 法第二十六条の五第一項の規定による表示は、「認定実践型人材養成システム」の文字とするものとする。

すること。

第四 承認中小事業主団体の申請手続等

法第二十六条の六第一項に基づく訓練担当者の委託募集について、それを行うことのできる承認中小事業主団体の範囲、承認中小事業主団体に係る申請手続等について規定するものとする。

第五 その他

- 一 この省令は、平成十八年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要となる経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

別添 3 - 2

労審発第 4 3 0 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 9 月 1 3 日付け厚生労働省発能第 0913001 号をもって諮問のあった「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成18年9月13日付け厚生労働省発能第0913001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発能第0913002号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るために事業主が講ずべき措置に関する指針案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎